令和２年１０月２６日

自立支援協議会全体会

第３回資料９

児童発達支援センターの事業について

１　児童発達支援センターの設置について

障害者福祉センターに児童発達支援相談拠点の機能を併せ持つ児童発達支援センターを設置します。開設は、令和４年度の予定です。また、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。

児童発達支援センターは、通所利用者に対してだけでなく、施設の有する専門性を活かし、地域の障がい児やその家族からの相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行います。

児童発達支援センターは、福祉型児童発達支援センターとし、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を行います。

相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援の提供体制の構築を目指していきます。

児童発達支援センターにおける相談の流れ＜イメージ＞

２　児童発達支援センターの設計の内容

（１）既存室の改修内容

　　○機能訓練室を発達支援相談窓口に改修します。

　　　たいよう福祉センターの機能訓練室は、令和３年度に、あおぞら福祉センターの機能訓練と統合を予定しています。

　　○音楽室と録音室を調理室と調理員専用更衣室とトイレに改修します。

（２）新規の増築内容

　　○多目的室と医務室兼静養室を増築します。